

有料職業紹介における人材紹介手数料返戻規定

弊社有料職業紹介サービスを通じ弊社の選抜・紹介を受けた求職者が、求人先にて採用・入社された場合において、入社日を起算日として弊社の定める一定の期間内に求職者の自己都合により退職した際には、下記に定める規定に従い求人先より申し受けた人材紹介手数料の一部を返戻するものとする。

なお、当該返戻規定を適用するにあたり、弊社は求人先に対し求職者の退職届の写し等の提出を求めることもある。

記

・返戻金額の決定について

求職者の入社日を起算日として、退職日が

1ヶ月未満の場合	・・・	人材紹介手数料の70%を返戻
1ヶ月以上2ヶ月未満の場合	・・・	人材紹介手数料の50%を返戻
2ヶ月以上3ヶ月未満の場合	・・・	人材紹介手数料の30%を返戻

以上